

国際人権活動

2013年3月15日（金）第117号

国連経社理特別協議資格NGO
国際人権活動日本委員会
〒170-0005東京都豊島区南大塚
2-33-10 東京労働会館 1F
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

日本政府報告審査日決まる！

社会権規約4月30日（火）拷問禁止条約5月21日（火）と22日（水）
～傍聴ツアーの日程も決まる～

社会権規約第3回・拷問禁止条約第2回の日本政府報告の審査日が決まりました。社会権規約はゴールデンウィーク直前、拷問禁止条約は間に3日間（スイスは5月20日が休日）の休暇をはさむ日程で、どちらも傍聴ツアーを組むのも、参加するのも、なかなか大変です。チラシ（社会権ツアー）を参照の上、ぜひ多くの方々に参加していただきたいと思ひます。

社会権規約第3回政府報告審査

社会権規約第3回日本政府報告は2009年12月に提出され、国際人権活動日本委員会は2012年3月にカウンターレポートを提出。同じ年の5月に委員会からリスト オブ イシューが出され、日本政府は2013年1月にリスト オブ イシューに対する回答を提出しました。その政府回答を見て、11項目の追加レポートを作成し、3月8日（金）に提出しました（締め切りは3月15日）。審査は4月30日（火）に行われ、その前日の29日（月）に社会権規約委員とNGOとのミーティングが設定されています。

日本審査傍聴ツアー
年金者組合との共同企画（共催）で実施します。航空チケットがとりにくいゴールデンウィーク直前より少し前の25日に出発し（これでも航空券をゲットするのは大変のようです）、パリで高齢者の施設や住宅を見学し、高齢者や高齢者団体と交流する予定です。審査後の5月1日はメーデーですが、ジュネーブではメーデーのデモや集会はないとのこと。自由行動のほかに、国連見学や別の企画を検討中です。

拷問禁止条約第2回日本審査

拷問禁止条約第2回政府報告は、委員会からのリストオブイシューに応える形で2011年7月に提出されました。112ページにも及ぶ膨大なものです。



拷問禁止条約の第1回日本審査風景

NGOからのレポートの締め切りは4月22日（月）です。カウンターレポートは国民救援会を中心に治安維持法同盟などと共同で作成中です。

日本審査傍聴ツアー

審査は5月21日（火）、22日（水）の2日間で17日（金）に拷問禁止委員とNGOとのミーティングが行われる予定。ツアーの日程は5月16日（木）出発、5月24日（金）帰国です。20日（月）は、スイスの休日となるため、18日～20日の3日間をどう有効に使うかを検討しているところです。

自由権規約第6回日本審査

審査は2014年7月で、カウンターレポートの締め切りは2013年7月31日となっています。2008年に行われた第5回審査の報告集も若干ストックがあります。ご希望の方は事務局まで連絡ください。

当面の日程

■ 第3回幹事会

- ・ 6月4日（火）18時30分～
- ・ 東京労働会館 6階応接室

■ 第2回代表者会議

- ・ 4月18日（木）18時30分～
- ・ 東京労働会館 5階会議室

2012年人権週間（12月4日～10日）の取り組み

12月10日は国連の人権デー。1948年に国連で「世界人権宣言」が決議された日です。日本はこの日を最後の日とする1週間を「人権週間」と定めていますが、霞が関の電光掲示板にテロップが流れ、自治体の庁舎に垂れ幕が出されるくらいで、国際人権の視点での取り組みはほとんどみあたりません。

日本委員会は毎年「人権デーの取り組み」を設定し、国際水準から遅れた日本の人権状況を訴える「人権トーク」とチラシの配布、政府（法務省、外務省）への要請行動を行っています。2012年は、以下の取り組みを行いました。

人権トークとチラシ配布

12月5日（水）11時30分～12時30分、総務省前で13名が参加。各省庁に勤務する人や通行中の方にチラシを配布し、参加者が次々にマイクを持って訴えた。最高裁判決を控えた国公法弾圧堀越事件の事件の堀越明男さんも最高裁要請行動からかけつけ、国際的には通用しない「公務員の政治活動の禁止」について訴えた。

法務省要請

12月5日（水）13時30分～14時30分に行い、10名が参加した。法務省からは大臣官房秘書課国際室室長の竹中樹さんほか2名が出席。大臣宛の要請書（3ページ）を提出し、鈴木議長より「毎年同じことを言わなければならないのが残念」と前置きし、民主党がmanifestoに掲げた3課題（個人通報制度の実現、国内人権機関の設置、取調べの可視化）の実現は、すすんだと思う面もある。政府が変わっても前へすすめる努力をしてほしい。特に、個人通報制度につい

ては、30年以上の課題であり、もう大きな問題はなく、「政治判断」だけという状況だ。とにかく受入れて順応しながら実現を図っていかないと前に進めない。国内人権機関については、閣議決定されたが、法務省内に設置することなど問題がある。

UPR第2回審査では、79カ国から意見が出された。謙虚に受け止めてほしい。この審査での個人通報制度についての政府（外務省）答弁は、後ろ向きだ。法務省としてはどう考えるのか」などの意見と質問を述べた。

法務省の竹中室長からは、「個人通報制度については公式的な形で応えるとああいいう話になる。法務省は日弁連と勧告を受け入れたときに起こる問題の対応等について勉強会を行っている」と答えた。また、UPRの勧告にどう対応するかは検討しているところ。国内人権機関の設置については、閣議決定されて臨時国会に提出されたが、国会解散で廃案となっている。可視化については検察が取り組んでいる。すぐには結論は出ない、などの発言があった。

参加者からは、「全面可視化、証拠の全面開示などは法制審で審議中。全面可視化に反対しているのは検察官。法務省国際室からも国際的な論点から働きかけてもらいたい」との要望、「大企業の職場はZC運動やブラックリストなど人権無視の政策が行われている。早く個人通報制度の実現を」、自由権規約第6回日本政府報告では、「公共の福祉」の実例として板橋高校の例（事実でない）をあげて



「人権トーク」で訴える国公法弾圧堀越事件の堀越明男さん

いる問題について。企業の中での人権侵害（非正規労働者が大変多い、女性差別、パワハラ、体をこわす人が多い）が、国・自治体でも解決しない。国際基準にあった法制度にすること。女性の平等度はOECD加盟国の中で101位で、昨年より下がっている。個人通報制度がいまだに実現していないことについては安藤仁介さん（もと国連自由権規約委員会委員長）は「恥ずかしいと思った」と語っていた。国際規約に対する姿勢を改めて、具体的に前進してほしい、と要請した。

外務省要請

人権人道課長の時間がとれないということで、人権週間が終わった12月19日（水）11時～12時までの1時間行われ、13名が出席した。しかし、阿部人権人道課長は出席せず（急な海外出張のためという理由）、主席事務官で人権条約履行室兼ハーグ条約室の高林宏樹さんほか2名が出席した。

日本委員会からは外務大臣宛の要請書を提出し、鈴木議長から「3年前に民主党政権ができ、法務大臣にもお会いして個人通報制度の実現など要請してきた。外務省に人権条約履行室ができ

て、個人通報制度については「あとは政治判断」だけというところまできて、今回の選挙で政権が変わるが、政権が変わっても継続して取り組むべき課題で、これ以上遅れることはまかりならない。日弁連は、すでに実現している韓国と交流をしたが、人的・財政的負担はそう高くないと聞いた。世界の趨勢であり、早期の批准を強く要請する」と発言した。

高林さんからは「個人通報制度は人権を履行するうえで効果的な制度。司法との関係、体制などこれからも検討する。体制面の問題が重要（プロセス、どこがやるかなど）。UPR審査では、174項目ほどの勧告が出されている。3月の人権理事会で、各項目について「受入れる」か、「受入れない」かを表明する。現在、関係省庁間ですりあわせをしている。

自由権規約第6回日本政府報告審査については、リスト オブ イシューに対する回答の作業中（1月14日が締め切り）などの報告があった。

日本委員会から「国連の人権機関は、NGOとの対話を重視している。自由権規約第6回政府報告を出すにあたって、従来

からやっていたNGOミーティングをやっていないのではないか。法務省で聞くと「外務省からはやったと聞いている」とのこと。いつ、どのように告知し行ったのか」と質問したが、出席した3名は「よくわからない」とのこと。「NGOとの意見交換を軽視しているのではないかと要請した（その後メールで回答。最後の※参照）。

参加者からは、以下のような発言が行われた。外国人労働者、特に実習生制度の問題とそのあまりにひどい実態について。中等教育の漸進的無償化の留保撤回歓迎する。国民に内容を周知し、今後、無償化へのプロセスを明らかにするのが外務省の役割。年金制度についての国会の議論は、財政的議論ばかりで人間らしく尊厳をもって生きられるかという人権の観点が無い。ヨーロッパ・EUでは、人権の観点がしっかりしている。高齢者の貧困はきわまり、特に女性の年金が低い。生活できる最低年金制度が必要。JALは165名の会社都合による解雇を行った。現在裁判中である。必要のない解雇で、いま人手不足で便が出せない状況。憲法より会社更生

法を上位におく考え方だ。ILOの結社の自由委員会からも勧告が出されている。早急に解決したい。日の丸・君が代強制裁判の最高裁判決では、言論・表現の自由を認めながら、強制は「合憲である」との判決を出した。国際人権についての記述は全くない。司法関係者への国際人権の研修が必要。2008年の自由権審査の勧告に対して、どのような立法措置がとられたのか聞きたい。また、その理由についても。第6回自由権規約日本政府報告に、板橋高校事件が「公共の福祉」についての勧告に対する答えとして記述されているが、答えになっていない。取り下げてもらいたい。学校現場は厳しい状況になっている。最高裁判決に国際人権がひと言もふれていない。参政権もなく、表現の自由もない。こんな弾圧国家が許されるのか。国際人権が普及されていないことに危機感を感じる。福島に人権規約を普及してほしい。

※外務省からの回答

「昨年（2011年）9月に、外務省のホームページ（トップページに表示）に告知し、10月に行なった。NGOからの出席は4名だった」ということです。

法務大臣 滝 実 殿
外務大臣 玄葉光一郎 殿

要 請 書

3年前、民主党政権がマニフェストで約束した個人通報制度の批准あるいは受諾、国内人権機関の設立、そして取調べの全面的な可視化が、解散・総選挙により実現することなく2012年が終わろうとしています。

私たちは、人権を尊重する上で極めて重要な世界基準であるとして、長年にわたり、これらの実現のために取り組んできました。

個人通報制度に関しては、自由権規約を批准した70%近くの加盟国が、女性差別撤廃条約では50%以上の加盟国が既に批准しています。OECD加盟の30ヶ国の中で、自由権規約委員会に個人通報できない国は日本のみとなっています。かつて自由権規約委員会の委員長に日本人委員が選出されていたことを考えれば、その重要性は十分に理解されていると思います。

去る10月に開催されたUPR（普遍的・定期

的審査）において、日本政府は早期に個人通報制度を批准するよう、多くの加盟国から指摘されました。来年3月の国連人権理事会の本会議では、審査報告書が正式に採択され、日本の人権状況に対する所見や勧告が出されます。さらに、社会権規約委員会や拷問禁止委員会での日本政府報告審査が続きます。

日本が世界に誇れる人権立国への確立を願い、以下のように要請します。

1. すべての個人通報制度を早急に批准あるいは受諾すること。
2. 解散に伴う、今後の国内人権機関の取扱について。
3. 冤罪の根絶をめざし取調べを全面可視化すること。
4. UPR勧告を誠実に受け入れ、早期に実行すること。
5. その他、参加者からの発言・意見

2012年12月

政党への要請 第1回 日本共産党

「個人通報制度」の早期実現などを要請

2月4日（月）、第16回総会での決定に基づき、日本の人権を国際水準に引き上げるために、政党や議員への働きかけを強めようと、日本共産党への要請を行いました。共産党からは市田忠義書記局長が応対されました。日本委員会からの参加者は、鈴木亜英議長、吉田好一代表委員、松田順一事務局長、大谷邦孝、上野節子の5名です。

鈴木議長は、昨年行われたUPR第2回日本審査で、75カ国から日本政府に対し、死刑廃止問題、女性差別解消の取り組み、「慰安婦」問題、代用監獄制度の撤廃、東日本大震災と福島第1原発事故など、175項目ものさまざまな問題での懸念や勧告が示されたことを指摘し、多くの国連人権機関

が日本の人権状況の改善を強く求めているのに、日本政府はほとんど無視している。日本は「人権後進国である」と述べました。さらに、日本政府が国連人権諸機関から出されている懸念・勧告を受け入れ、日本の人権を国際水準に引き上げるよう政府に働きかけるとともに、個人が直接国連機関に人権救済を求めることができる「個人通報制度」の実現に全力をあげるよう強く要請しました。

市田さんからは「要請の内容には全面的に賛成である」「国会質問や機関紙などでのキャンペーンを含め、重視して取り組む」と力強く約束してくださいました。引き続き各政党への要請に取り組む予定です。

阪神・淡路大震災メモリアル

18周年目の追悼の神戸を訪ねて

元金融産業労働組合 大谷邦孝

大震災から18周年の1月17日、諏訪山（神戸市中央区）には寒いなか大勢の方が集い、午前5時46分、各地の鐘の音と和して松平晃さんのトランペット演奏で追悼の集いが始まり、読経に併せ、一人ひとり追悼の鐘を撞きました。

午前中の長田ウオークと集会、午後の東日本大震災と阪神大震災をつなぐ集会まで充実した一日でした。

午前中は、18年目の長田を歩き、「東日本大震災1年10か月」現地からの報告、「借り上げ復興住宅からの追い出し問題を考える」報告と参加者の交流が行われた。午後の集会での村口至さんの「東日本大震災1年10か月・みやぎのいま」の記念講演では、両震災を資料で示し、その違いと共通点、特に宮城での問題点の指摘がなされた。そして8件の訴訟提訴があり、津波から逃れるうえで管理者の判断の問題が問われていることも話されました。

岩田伸彦（阪神・淡路大震災復興県民会議事務局）さんは、阪神・淡路大震災18年のいま、山積している課題、決して終わっていない未解決問題などを話され、「被災者生活再建支援法」の拡充運動の展開を呼びかけました。

18年前のあの日の出来事は忘れることはできません。ニュースを見ながら犠牲者がどんどん増え、間違いではないかと思ったほどです。高速道路が倒れるなんて考えもしませんでした。そして幾日も燃え続ける神戸の街並み。あの日の少し前、ロサンゼルス地震で高速道路が倒れた時、識者は「日本ではとても考えられないことだ」と言って

いたのをなんだか信じていたのです。

しかしその後の民医連はじめ医療機関の方々の奮闘。近隣各地から徒歩で続々駆けつける人々の姿に涙しました。

当時私は、Y銀行支店で総務関係の責任者に従事していました。顧客から促されるように急遽カウンターに置いた募金箱、次々に紙幣が入れられ、小さな箱はすぐ一杯になり、何度も送金しました。それだけではありません、個人で100万円もの送金をする方が何人もおりました。そんな姿に接し、職員もみんな元気になりました。「日本も捨てたものではない」そんな思いを素直にしたものです。

18年経ち、神戸は震災の影響が窺えないほど綺麗な、夜景も美しい街になっています。

しかし、社会権規約第2回審査のカウンターレポートに書かれているように、個人補償が二度の立法を経てやっと少し実ったのに、奮闘した阪神・淡路大震災の犠牲者には遡及されず、18年たった今、高齢者が借り上げ住宅からの立ち退きを迫られる酷い状態も起きています。

また長田地区で見られるように、建物は復興しても元に戻れない現実の中で、シャッター通りと言われる商店街になっています。

東日本大震災と結び、今後の復興をはかる時、これらの現状から何を学ぶべきか。将来を見据えた施策、被災者に耳を傾けた復興計画の推進が必要です。

最後に阪神・淡路大震災後当時の銀行産業労働組合として、被災家屋住宅ローン債権の宅地部分を除き償却する提案を提出しましたが、理解は得られませんでした。

今日、復興の障害の大きさを見るにつけ、再度被災者の立場に立った不良債権処理方式について関係者の努力をお願いしたい。

第16回総会 参加者からの発言

昨年12月2日(日)に行われた、第16回総会での、参加者17名の発言です(要約)。

花輪紅一郎(東京・教育の自由裁判をすすめる会)

—①1月16日に第1次訴訟の最高裁判決が出た。第3次訴訟は地裁段階。引き続き支援を。②UPR、社会権規約にレポートを提出し、8月に全国学習交流会を開いた。大阪の弾圧は東京以上。③都知事が変われば東京は変わる。勝手連をつくって宇都宮さんを支援。

新井史子(東京・教育の自由裁判をすすめる会)

—1月の最高裁判決は10・23通達は「合憲」としたが、処分の累積加重を止められたことは成果で補足意見がたくさん付け加えられたことはよかった。現場では思想・信条に踏み込むなど攻撃は強まり、闘う人は孤立化させられている。国際人権で勧告をとりたい。作業部会にも行きたい。

福地春喜(個人、元国金発展会)—自衛隊は2009年から全国的に組織を確立し、国民の動きを監視し、マークされた人は日常行動も監視される。消費税アップ、社会保障の削減の財源でアメリカの国防費の増額分を負担する。民主党政権はなんだったのか。戦争準備の政権だったのか。

大谷邦孝(全国金融産業労働組合)—お世話になったAIGは1月に。嘱託社員解雇ということで争議となった。200名近くの人が残っていたが争議解決できちんとした制度ができて働いている。しかし、争議当事者はは職場復帰できなかった。女性労働者の多くは非正規で賃金は高くても年収200万程度、シングルマザーが多い。大企業になるほど格差がひどい。自分からやめるようパワハラをされて相談に来る人がふえている。

垣内つね子(言論・表現の自由を守る会)—5月に特別協議資格を得た。8月のUPRインフォに参加し、日本政府に対し、①日本の参政権、②三権分立、③福島の子どもの健康で、日本政府に勧告を出してほしいと発言した。近く国公法2事件の最高裁判決が出る。総会の名において決議をあげてほしい。

吉田典裕(出版労連)—実教出版の高校日本史の記述が都教委の考え方とあわないと圧力をかけられ、妨害されている。横浜市立高校では、戦争のことを全く教えられなくなっている。自民党の政権公約では検定を強化し教科書検閲法をつくらせている。検定委員を上からコントロールし、

歴史の事実を抹殺しようとしている。慰安婦、南京、沖縄、全く前進がない。「国際社会で名誉ある地位をしめる」ことなどできない。中国、韓国の状況は日本よりましだ。歴史認識を継承することが大事。

神尾康治(個人)—日本軍が無差別爆撃をした重慶の被害者が裁判をおこし、12月に東京地裁で裁判がある。東京大空襲の被災者も裁判をおこしたのが最高裁でも負けた。「立法でやるべき」との判決があった。立法化に向けて議員連盟もできた。沖縄戦の被災者も含め、国が救済をすべき。9条を変える動きが強まっている今、この闘いは大事。

鈴木章治(レッド・ページ反対全国連絡センター)

—①半世紀前の行われたレッド・ページは今も解決されていない。2002年に全国連絡センターが発足し、現在、全国各地に支援組織を立ち上げている。②電産の職場から2137人がページされた。闘う労働組合への弾圧だ。ページした企業が今回の原発事故を起こした。兵庫のレッド・ページ裁判も最高裁だ。

大橋豊(兵庫レッド・ページ反対懇談会)—15歳で就職し、働きながら学校に行き、給料の半分を仕送りしていた。1950年8月24日、電気通信大臣から免職(レッド・ページ)された。退職金もなく、共済組合の支給もない。裁判をおこして3年8ヶ月、今、最高裁にあがっている。過去に二つの大法廷判決があり大変きびしい。「生きているうちにレッド・ページの名誉回復を」かちとりた。舞台は東京、支援をお願いしたい。

前田弓恵(元劣化ウラン反対キャンペーン)—夏の国連人権諮問委員会に出席し①イラク特措法は国際人権法違反。平和的生存権は憲法にそって守られるべき。②自治体単位にピースゾーン、非核地帯をつくる権利を。③原子力発電は生命体の破壊。生存権、発展の権利、環境権、幸福追求権をおびやかす、ことなど発言した。他に、財政問題(翻訳料)についての質問と、学習会をもっと多く開催してほしい、との要望。

鈴木信幸(個人・建交労)—4年前に建交労を解雇され、昨年就職斡旋の形の和解で解決し、生活困窮者(アルコール依存者)の宿泊施設で働いている。争議中、唯一支援してくれた団体が日本委員会だった。この1年無遅刻・無欠勤で働き、アルコール依存症について勉強をしてきた。先進国

では立派な病気として救援施設もきちんと整備されている。

森 陽子 (JAL不当解雇撤回裁判原告団) —2010年大晦日に不当解雇された142名(年齢が高い者と病歴のある者が解雇の対象)が提訴した裁判で、今年3月、東京地裁から不当判決が出され、東京高裁に控訴した。昨年3月、ILO結社の自由委員会へ申立てを行い、今年6月、日本政府に対し勧告が出された。同業の国際的組織からも大きな支持を得ているが、国内的にはまだまだ課題も多い。引き続きご支援を。

鈴木亜英 (議長) —最高裁は12月7日に国家公務員法弾圧2事件(堀越事件、宇治橋事件)の判決を出す連絡してきた。高裁判決は堀越さん無罪、宇治橋さん有罪。弁論を開かず判決となると結論は変わらない。40年前の猿払判決は国家公務員のアフターファイブの市民的自由を認めないひどい判決。弁護団は「判決指定を取り消せ、両事件で弁論を開け」と要求している。総会で、「最高裁への要請文」を採択することを提案する。

梶井恵治 (スズキ思想差別争議原告) —スズキ自動車は自動車会社としては後発だが海外進出が早かった。20代から組合活動を始め、スズキ自動車の人権侵害(思想差別)と闘ってきた。組合選挙では51%、49%と競り合っていたが、会社が公安警察を入れて攻撃してきた結果、最後は組合役員選挙で私に投票したのは自分だけ、という状況になり、賃金差別もひどかった。裁判では、地裁では勝ったが高裁で逆転敗訴。支援する会は今もがんばっている、ジュネーブにも行きたい。

山口健司 (造船連絡会・IHI田無) —日本委員会幹事の久村さん(三菱重工)は、胃ガンで下関

の病院に入院中、個人会員の鈴木京子(IHI)さんは11月11日に亡くなられたことを報告。またIHIの原告団の渡辺剛さんは脳梗塞で右半身マヒと失語症の後遺症が残り、リハビリをしながら療養をしているが、左手で描いた「鳥の絵のカレンダー」を販売し、支援活動を行っている。あらゆる手段で徹底的に闘う労働組合つぶしの攻撃(レッド・ページ)をかけてくる「大企業の中の闘い」について、久村さんは中心的に取り組んできた。(大変残念ですが、12月16日、久村さんは亡くなられました)。

生江尚司 (国民救援会) —救援会では国際部を担当している。11月7日に東電OL事件のゴビンダさんの無罪が確定した。しかし、裁判所も検事も全く反省していない。PCの遠隔操作の犯人にされている人も、動機の解明までやって犯人にしているが証拠はない。可視化は世論を高めて実現していきたい。救援新聞に「国際人権法ってなんだろう」の連載を始めた。会員からは「パンフを作ってほしい」との声もある。拷問禁止条約のカウンターレポートを作成中だが、日本政府報告は、すりかえとごまかしの連続である。

平川明雄 (大崎事件首都圏の会) —冤罪鹿児島・大崎「殺人」死体遺棄事件は、現在第2次再審請求中だ。中牟田博章裁判長は、氷見事件で誤判をした裁判官。10月12日の三者協議では、未開示資料リストについて「今のところ職権で提出を促すつもりはない」と説明し、協議を打ち切り、「年内、もしくは年度内に結審する予定」と発言。原口アヤ子さんは85歳、一刻も早く無罪をかちとりたい思いは強まっている。証拠を開示し、慎重審理を求める裁判官への要請ハガキに協力を。

2013年度役員体制

議長	鈴木 亜英	現	自由法曹団	幹事	未定	造船重機
代表委員	伊藤 潤一	現	東京地評議長	幹事	柘 建治	現 全医労本部
代表委員	藤浦 祐介	現	全学連委員長	幹事	福地 春喜	現 元国金発展会
代表委員(常)	菅野 亨一	現	治安維持法国際同盟	幹事	森口 藤子	現 全日本年金者組合
代表委員	中井 文一	現	電力労働運動近畿センター	幹事	吉田 典裕	現 出版労連
代表委員	中村 伸郎	現	国民救援会(大阪)	幹事	山口 文昭	現 元新聞労連東京地連
代表委員	新倉 修	現	青山学院大学教授	幹事	斉藤 勝一	新 東京争議団
代表委員	橋本 佳子	現	自由法曹団 国際人権活動日本委 元議長	幹事	安並 克麿	新 東京争議団
代表委員	前田 朗	現	東京造形大学教授	幹事	坂屋 光裕	現 日本国民救援会中央 本部
代表委員(常)	吉田 好一	現	出版労連OB	幹事	本多ミヨ子	現 首都圏移住労働者ユ ニオン
事務局長	松田 順一	新	元エール・フランス 争議団	幹事	菊池 光男	新 東京地評組織局長
事務局次長	山口 弘文	新	元東京地評	会計監査	大谷 邦孝	現 銀行産業労働組合
事務局次長	上野 節子	現	出版労連OB	会計監査	鳴海 匡子	現 元芝信用金庫従業員 組合
事務局次長(会計)	大坂 正	現	電力東京連絡会			

UN Women 事務局長 ミCHEL・バチェレさん来日・講演

女性に対する暴力をなくすこと、女性のエンパワーメントの拡大を

11月25日は、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」です。日本では11月12日～11月25日までを、女性に対する暴力撤廃のキャンペーン期間として、いくつかの取り組みをしています。その1つが、東京タワーのライトを、この運動のシンボルカラー、パープルに点灯することで、初日の12日に点灯式が行われたとのこと。野田総理の胸に、私の嫌いなブルーの拉致問題バッジと並んで紫のリボンがついていたのを朝のテレビで見て「ナニ・・・？」と思っていた私は、講演会の冒頭の主催者あいさつで、このバッジが、女性への暴力をなくすキャンペーンバッジであることを知った次第です。

このキャンペーンにあわせて、UN Womenの初代事務局長ミCHEL・バチェレさんが来日し、11月13日、一ツ橋の学術総合センター2階「一橋講堂」で講演を行いました。バチェレさんは、チリの厚生大臣、国防大臣をへて2006年から2010年まで、チリ大統領だった（チリでは初の女性大統領）人です。

UN Womenは、2010年に、4国連機関を統合して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために設立され、女性のリーダーシップの拡大、女性に対する暴力の根絶、女性、平和、安全保障に関する行動計画、女性の経済的エンパワーメントの拡大などを課題としている機関です。今回の講演では主に、女性のエンパワーメントと女性に対する暴力をなくす課題を中心に話されました。

バチェレさんは今回が2度目の来日とのことで、冒頭、ハリケーンの惨事のニューヨークから日本に来て、昨年3月の日本での大惨事による悲しみと希望を共有したと語りました。そして、「日本にはいま、変化の風が吹いている。未来への希望を求めている。それは、100歳の柴田とよさんの詩集「くじけない」が100万部も売れているということからもわかる。彼女の詩には希望の灯がある」と。

バチェレさんは、「UN Womenは2010年にできた。世界の人口では女性は男性よりも多く51%である。ジェンダー平等とエンパワーメントの達成は、女性の政治参加と、女性のリーダーシップ、経済的な面でのアップなしには実現できない。女性が強い有権者となること」と、繰り返し強調されました。女性に対する暴力についてのカイロでのプログラムを紹介し、欧州評議会が、「女性に対する暴力防止条約」をつくった経験を紹介しました。いま、10人の女性のうち7人が暴力を受け、5人に1人の既婚女性が何らかの暴力を配偶者から受けている。（当日配布された内閣府・男女共同参画推進本部のチラシによれば、日本では女性の約10人に1人が「配偶者からの暴力」に悩んでいるとのことです）。DV、セクハラ、性暴力、人身売買等に対する実効性のある法律が必要である。とりわけ紛争地の被害者、特に女性は破壊的被害を受けている。和平交渉や平和の構築には女性の参加が欠かせない。決定機関に女性をもっととりこむこと。耐久性のある和平、和平に欠かせない安定のためには、交渉の参加者として女性をふやすことが必要と強調されました。

その後、会場からの質問に答える形で、①UN Womenと女性差別撤廃委員会との関係について、②平等・権利と宗教との関係、③日本の民法には婚姻年齢の差別、結婚後の姓の問題での差別、婚外子の相続差別、再婚期間など差別的法制度があり、国連の人権機関から何度も勧告が出されているが政府も国会も真剣に受け止めず、勧告が軽視されている。なにかアドバイスを。などなど、たくさん質問・意見が出されました。

バチェレさんは、それらの質問に丁寧に答えたいので、女性がさまざまな場や政策決定機関に参加していかなければ、平等や女性の問題が政治的優先事項となることはむずかしいと、再度、エンパワーメントの大切さを強調されました。

（上野節子）

社会権規約・拷問禁止条約日本政府報告審査の傍聴ツアーにご参加を！

1面でお知らせしたように、4月から5月にかけて、社会権規約と拷問禁止条約の日本政府報告審査が行われます。審査傍聴ツアーを年金者組合（社会権）企画し、ただい

ま参加者を募集しています。ジュネーブでは、審査の傍聴とともに日本の人権状況を直接委員の方々に訴える機会もあり、人権条約機関の方との懇談なども検討しています。

パリではフランス総同盟や年金者組合などとの交流を計画中です。同封のチラシをごらんの上、参加希望の方は早めに申し込んでください。ご質問などは事務局へ。

前号(116号)からの活動日誌

2013年

1月7日 東京地評旗開き
1月11日 社会権規約審査傍聴ツアー打ち合わせ
1月17日 第1回幹事会
1月22日 国連ガイダンス
1月24日 「可視化」院内集会
1月27日 オスプレイ撤回東京集会
1月28日 原田さん裁判(東京高裁)
2月3日 キャンン偽装請負争議勝利報告集会
2月5日 政党要請第1回(日本共産党)
2月6日 社会権審査傍聴ツアー打ち合わせ

2月7日 JAL不当解雇裁判(東京高裁)
2月13日 第1回代表者会議
2月22日 UPR院内集会 社会権傍聴ツアー
打ち合わせ
3月8日 社会権規約レポート提出(発送)
3月9日 脱原発行動(明治公園)
3月10日 脱原発大行動(日比谷公園集会・国会
正門前集会)
3月11日 東日本大震災・福島第1原子力発電所
事故から2周年
3月15日 坂本福子弁護士をしのぶ会

掲示板

<裁判・都労委 傍聴>

- 鶴川高校第3次賃金訴訟 判決
・3月21日(木) 13時10分～
・東京地裁立川支部405号法廷
・報告集会 18時30分～
エデュカス東京地下会議室
- 矢田部過労死損害賠償請求裁判 判決
・3月28日(木) 14時～
・さいたま地裁105号法廷
- 明治乳業パワハラ裁判
・4月10日(水) 13時10分～
・東京地裁606号法廷



脱原発つながろうフクシマ 3・9大行動(明治公園)

<集会・シンポ・イベント>

- 「首切り自由を許すな」シンポジウム
・3月23日(土) 13時～
・全労連会館ホール
- 取調べの可視化の実現を求める市民集会2013
PC遠隔操作事件が明らかにした取調べの実態
・3月25日(月) 18時30分～
・弁護士会館2階講堂「クレオ」
- 宇都宮健児(前日弁連会長)・井戸川克隆(前双葉町町長) 未来を語る
・4月6日(土)19時開演
・渋谷区文科総合センター大和田さくらホール
・チケット前売り700円、当日800円
・主催 市民グループ「私が東京を変える」
・チケットのお求め方法は事務局へご連絡を
- シンポジウム「改正労働契約法の施行によって
有期契約労働者はどのような影響を受けるか～
勧告実態調査を踏まえて～」
・4月8日(月) 18時～20時30分
・弁護士会館2階講堂「クレオ」
- ストップ消費税増税「ダメなものはダメ!」
・4月11日(木) 12時～13時30分
集会後、国会までパレード
- 安倍「壊憲・教育再生」はゴメンだ、私たちの手で未来を4.21集会
・4月21日(日) 13時15分～
・東京市民活動ボランティアセンター会議室
(飯田橋)
- 第3回社会権規約日本政府報告審査傍聴ツアー
・4月25日(木)～5月3日(金)
- 第2回拷問禁止条約日本審査傍聴ツアー
・5月16日(木)～5月24日(金)